

**随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書**

<p>地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合</p>	<p align="center">今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p><b>1 契約の概要</b></p> <p>障がい者の雇用にあたっては、企業における障がい者の個々の特性に合わせた働き方、業務の切り分けや細分化、雇用後のサポート体制の整備を進めていくことが必要であることから、県では、平成27年4月から岐阜県障がい者雇用企業支援センター（以下「センター」という。）を委託事業により設置運営し、障がい者雇用の推進に取り組んでいる。</p> <p>令和8年度以降も、センターを引き続き設置運営し、雇用の受け皿となる企業に対し、障がい者雇用の具体的かつ段階的な働きかけを行い、企業の障がい者雇用をサポートする業務を委託するもの。</p> <p><b>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</b></p> <p>岐阜県障がい者雇用企業支援センター事業の実施にあたっては、障がい者の雇用を検討しているものの障がい者の受け入れ環境の整備に苦慮する県内企業等に対して、民間企業における障がい者の労務管理に関する専門知識や障がい特性に応じた職場づくりの経験から得られたノウハウ等を活かした助言・提案、理解の促進など、障がい者雇用に関する高い人的要件及び高度な事業企画能力が要求され、事業者の創意工夫次第で事業の成果が大きく変わるものである。故に、競争入札による単なる価格競争は適さない。</p> <p>よって、本事業は、企業支援等の具体的内容及び運営方法をプロポーザル方式で提案者に競わせ、その提案内容を比較検討の上で契約者を決定することが最良である。</p> <p><b>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</b></p> <p>Man to Man Animo株式会社は、有識者3名で構成された岐阜県障がい者雇用企業支援センター事業委託業務プロポーザル評価会議において、最優秀提案者として選定された。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。